

会議結果報告書

平成27年7月28日

会議の名称	平成27年度第2回志木市情報公開・個人情報保護審議会
開催日時	平成27年7月9日(木) 14時58分～17時05分
開催場所	市役所 4階 第一委員会室
出席委員	武藤英夫委員(会長)、大貫結子委員(会長職務代理)、竹前栄二委員、渡邊英敏委員、木下武三委員、鈴木和雄委員、羽賀佳和委員、三角義明委員 (計 8人)
欠席委員	武藤貴洋委員 (1人)
説明員職氏名	(健康づくり支援課) 今野課長・中原主幹、(産業観光課) 古屋主幹、伊東主任 (計 4人)
議題	1 諮問事項 ・個人情報の取扱いに係る業務の外部委託(条例第12条) (1)健康ポイント運営支援委託業務(健康づくり支援課) (2)健康運動教室委託業務(健康づくり支援課) (3)健康づくり支援課健康支援グループ事務補助業務(健康づくり支援課) ・電子計算機を利用した個人情報処理(条例第15条) (1)健康ポイント管理システムの導入(健康づくり支援課) 2 報告事項 (1)地域消費推進プレミアム付商品券発行事業(産業観光課) 3 その他
結果	審議の結果、承認された。 (傍聴者 1人)
事務局職員	菊池課長、真島主幹、藤田主査

審議内容の記録（審議経過、結論等）

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

【諮問事項】

・個人情報の取扱いに係る業務の外部委託（個人情報保護条例第12条の規定による諮問）
<説明者>

このたび、志木市では、健康長寿埼玉モデル事業として「40歳以上の市民を対象にした健康づくり施策（以下「健康づくり施策」という）」を展開することといたしました。

「健康づくり施策」の目的は、「日常生活でのウォーキングや筋トレ等の推進、健康づくり事業への参加」への働きかけなどを通して、市民の健康増進を図ろうとするものです。

健康維持のためにはウォーキングが欠かせないものであること、年齢的に40歳以上の健康にリスクのある方について積極的に働きかけることが健康に向けて一番効果があると考え、志木市「健康づくり施策」を展開することといたしました。

施策実施のための予算は、県からの平成27年度から平成29年度までそれぞれ3,000万円ずつ計9,000万円の補助金から充当いたします。

それでは、本日の諮問の案件全般についての説明をいたします。

本施策は、市民健康促進策の柱として「健康ポイント事業」を位置づけ、対象市民が健康増進につながる行動を行った場合や、体力の向上・変化に応じて「健康ポイント」を付与し、その「健康ポイント数」に応じて「商品券」と交換できるという仕組みとなっております。

対象人数は、全体で1,000人（国民健康保険加入者で対象者に対して参加促進、及び一般公募による）を想定しています。

会長）それでは、担当の方から諮問案件の順番に従って説明をお願いし、順次委員の方から質問を行うことといたします。

（1）健康ポイント運営支援委託業務の外部委託について（健康づくり支援課）

説明者）諮問案件（1）「健康ポイント運営支援委託業務」について説明いたします。

本件は、市の「健康ポイント支援事業」の外部委託に関する案件です。

外部委託の内容は、健康ポイント管理のための効果測定機器の手配、並びに参加者データの収集となります。

具体的には、参加者に貸与する活動量計、参加者のデータ収集の入り口となるタブレット、体組成計、ICカードのリーダー等の手配、並びにそれら収集機器の設置に関す

る業務、及びデータ入力窓口が、本件業務委託の内容です。また、入力作業は参加者が自ら操作する場合があることも考えられることから、その対応策も委託業務に含まれます。

なお、現時点では機器の設置場所は、公共施設やいくつかの店舗の活用を考えています。

<質疑応答>

会長) それでは、諮問案件(1)に関する質問をお願いします。

委員) データの集計はどこで行うのですか。

説明者) タブレットにかざしたデータは、インターネットを通じて委託会社のサーバーに集まります。

委員) 外部のデータベースですか。

説明者) そのとおりです。

委員) 市役所ではデータの集計はやらないのですか。

説明者) その段階では市は何もしません。なお、外部のサーバーにたまった氏名、住所の無い情報を市役所に収集し、市役所であらかじめ収集したID、住所、氏名データと結び付けられないか考えています。

委員) タブレットにかざしたときに、内容を店舗の人間に覗き見とかされるようだと抵抗があります。女性にとって体重や体組成データは見られたくないので、なるべく見えないようにすることを徹底した方が良いと思います。

説明者) 店舗には、カードリーダーまでは置いてもらえると思いますが、体組成計となると裸足で乗るため、ある程度のスペースが必要であり、設置場所は市内公共施設等が主となり、体重や体組成データの内容を知り得る人間は、限定的となることが見込まれます。

委員) 参加者が同じ場所に定期的に通うのであれば、置いてある店舗の人間に、毎日この時間に来る人であるという情報が入ってきます。その人がその時間に来るという活動周期が分かり、その周辺に住んでいるであろうという憶測ができます。個人情報にきわめて近い情報が集まります。そのことを敬遠する市民がいらないとも限らないので、そのあたりも十分に気を付ける必要があると思います。

説明者) 体組成計等の設置場所は、市内公共施設等が主になるが、設置場所を増やしていれば、そのようなリスクの分散が図れると思います。現在、体組成計等の設置施設を数か所増設することを想定しています。

委員) IDの情報とは言えビックデータが載っており、他の情報と結びついて大きな個人情報になるとも限らないので、ウェブ上でやり取りするよりも手渡しの方が漏洩のリスクは少ないと思います。

会長) 本委託案件での個人情報の範囲の質問ですが、「個人情報の外部委託に関する調書」にある「個人情報の記録の内容」の種類は、チェックの入っているものだけで良いのでしょうか。

説明者) 氏名と住所は入らないという業者もあるので、その場合はIDとニックネームになります。

委員) 収集情報の対象として「検査名、検査結果」がありますが、これはリスク者に通知する際に、あなたは何々病だからとか記載するためですか。

説明者) 開始当初に参加者の体脂肪率等を計り、その内容を記録します。また、健診等の血液検査の結果をとっておき、どれだけ改善されたか確認するためです。なお、「検査名」とは人間ドックとか特定健診とかの検査記録のことです。

説明者) 生活習慣病のリスク者にといい話がありましたが、市職員は受診勧奨のための活動や、保険者としての責務として検査結果の悪い人には気を付けるよう言うことは、つねづね行っている活動であり、今回このような事業をやりますので、よかったら参加してくださいとお知らせをするものです。その段階では、ただお知らせをするだけです。参加者のインプットする情報を収集することはありません。

会長) 本件委託業務には、通知を送るとい業務については説明がありませんが、当該業務は市で直接行うのですか。

説明者) 市職員が直接行います。

委員) 後で審議する「事務補助業務委託仕様書」の中に、「生活習慣病リスク者選定」と書かれています。これで良いのでしょうか。

説明者) 適切な表現に改めます。

会長) 「個人情報の外部委託に関する調書」の委託業務の内容や、個人情報の記録の範囲が分かりにくい。内容を整理して委託業務の内容をわかり易い表現でまとめてください。

また、収集した個人情報の記録の使用方法的説明についても参加者のコンセンサスを得られるようにしてください。

委員) 活動量計には、住所、氏名は入らないのですか。

説明者) ID、身長、性別、年齢だけです。

委員) 参加者の見込みはどれぐらいと考えていますか。

説明者) 他市の事例では、500名の募集に対して初日2時間でいっぱいになったと聞いています。

委員) そこで個人情報のことでトラブルが起きたという話はあるですか。

説明者) そのような話は聞いていません。

<結論>

委託するにあたっては、当審議会から出された意見を踏まえ、仕様書等で個人情報の取り扱いについて規定するとともに、受託者に対して指導・管理するようにすること。また、提出された「個人情報の外部委託に関する調書」を改め、これが反映される「個人情報取扱事務登録書」の作成には注意すること。

(2) 健康運動教室委託業務の外部委託について（健康づくり支援課）

会長) 続いて諮問案件(2)「健康運動教室委託業務」についての説明をお願いいたします。

<説明者>

「健康運動教室」は、参加者の生活や健康状態に応じた「歩くこと、筋トレ、食事コントロール」の三位一体の指導を行うもので、教室は全6コース（1コース当たり20人）を計画しています。また、体組成の測定を継続的に行うことにより、数値の見える化を図ることで運動等の効果が実感できるようにするものです。

具体的には、筋力アップのトレーニングを実施して、体組成の測定を継続して行って効果を計測し、経過・結果を市へ報告するという健康運動教室運営の計画・実施を委託するものです。

<質疑応答>

会長) 志木市民体育館と志木市総合福祉センターにおいて行われる、本件委託業務「健康運動教室」の内容を分かりやすく説明してください。

説明者) 本件委託内容は、健康のための運動をする教室の運営委託です。

委員) 具体的な集計データ等についてお話しください。「月次報告書の作成」というところの記載では、報告書を紙データ及び電子データで毎月提出することとなっています。

そのような内容であれば、電算での処理業務以外にマニュアル処理業務もあり、紙ベースの処分だとか、まとめて健康づくり支援課へ持参するとかの規定が必要と思いますが、いかがでしょうか。

説明者) この健康運動教室に参加する人は、先ほどの「健康ポイント運営支援事業」にも参加してもらうこととなります。

参加者の体組成計データは先ほど構築すると言っていた、システムで得たデータを使う可能性もあります。また、教室に何人参加者があった等の個人情報の無いデータについては、Eメールで報告してもらうこととしています。

委員) ということは、健康運動教室の受託者が参加者のデータを見る可能性があるということになります。受託者が利用者のIDと氏名を結び付けることができるとなると、発

信元となって個人情報漏洩の可能性があります。

説明者) それを阻止する手立てを考えなければならないかもしれません。

委員) あるいは、そこを完全に切り分けてしまったらどうでしょうか。

委員) そのことは、初めての事業であるからこそ必要だと思います。運用規定やペナルティ条項等を設けるべきだと思います。

委員) 個人情報が漏れる前の対応と、漏れた後の対応について考えなければならないと思います。どこから漏れたかを追及できるようにして、次回問題を起こさないようにするために、そのところをはっきりさせるべきです。

会長) データの転用の恐れもあります。本件の場合、守秘義務とは別に転用の禁止を記載しておいた方がよいと思います。「情報セキュリティに関する考え方」に書かれていますが、仕様書にも具体的に記載していただきたい。

委員) 受託者は、目の前の人とその時得られた情報だけを処理するようにした方がよいと思います。

委員) 使用許諾についての話し合いとか、ペナルティの話しとか、具体的な事例に踏み込んだ内容を明確にし、見聞きした情報を結び付けてはいけないとか、破棄についてとかについて、より具体的につめて、その説明も載せた方がよいのではと思います。

委員) 市職員側で、どこで起こりそうだとあたりを付けて、あらかじめ考えておき、書面でなくても従事者には説明して、そういうことをしたらこういうペナルティが課せられると、あらかじめ念を押した方がよいと思います。

<結論>

委託にあたっては、仕様書に個人情報についての守秘義務とは別に、個人情報の転用の禁止を載せるなど、個人情報の取り扱いに関する明確な仕様書を作成して委託することとし、当審議会から出された懸念事項について十分な注意と配慮をすること。

(3) 「健康づくり支援課健康支援グループ事務補助業務の外部委託について」

(健康づくり支援課)

会長) 諮問案件(3)の「健康づくり支援課健康支援グループ事務補助業務」の外部委託について説明を願います。

<説明者>

今回の「健康ポイント運営支援事業」を行うにあたって、既存の職員だけでは業務能力が不足するため事務補助を委託するものです。委託業務内容は以下のとおりです。

- ・国民健康保険加入者の生活習慣病リスク者への通知作成発送
- ・受付通知整理、入力、通知作成発行

- ・運動教室測定結果入力、確認
- ・運動教室運営補助
- ・ポイント取り込み、確認、付与等のポイント事業補助
- ・事業に関する電話問い合わせ対応
- ・その他付随、関連する補助的業務

委託期間は、平成27年8月から平成28年3月まで、健康づくり支援課内に2人を配置し、個人情報の取り扱いについては、志木市個人情報保護条例等の法令を遵守するよう仕様書に記述します。

<質疑応答>

会長) 業務委託の内容について確認します。この書類には記載がありませんが、商品券の発送業務は委託業務に含まれますか。

説明者) 委託業務に入っています。

会長) 委託する業務の内容がどこまでなのか、秘密保持の観点からも基本です。その辺をしっかりと押さえておかなければ委託契約に不備があります。

委員) データ内容の印刷権限があるのは統括責任者だけですか。

説明者) 統括責任者及び業務執行者の2人にあります。

委員) 個人情報に関するものやデータベースに関するものにふれて、印刷できるのは市の職員が監視できる特定の人物にした方が良いと思います。紙のデータはすごく怖いものです。懐に入れてしまうと、頭に入れるとかできます。紙・電子データを問わず現物がある物について、作ることのできる人には権限を付けた方が良いと思います。

委員) データベースにアクセスできなければ、業務にならない案件ではありますが、せめて印刷権限については制限を設けるべきです。職員が目を外した時に印刷していたことが、後でわかった場合と、印刷できないようにしてあるのでは全然違います。

会長) 契約で、個人パソコン等の持込使用は禁止となっていますか。

説明者) 本件業務委託に関しては、業務は市で貸与するパソコンを使用します。

委員) スマートフォンのカメラ機能も怖いので、私物の持込物品に制限するか、出勤時から退勤時まで別のところにまとめてもらうかの方が良いと思います。

会長) これは個人契約ですか。業者との契約ですか。

説明者) 業者との契約です。

会長) そうであれば、個別に覚書等で守秘義務とか、持ち出し禁止とか、持ち込み禁止とかを盛り込むようにした方が良いと思います。

委員) これは毎年契約を更新するのですか。

説明者) 単年度契約を考えています。必要であれば更新します。

委員) もし、来年度も継続するようであれば、今年度だけで委託内容について審議が終わ

ったわけではないので、今年度の委託状況を見て「何か支障があった」とか、「この情報だけでは足りなかった」とか、「印刷権が必要であった」という場合は、それらも含めて再度審議会へ諮問してください。逆に内容を縮小した場合にも提出してほしい。

<結論>

当審議会が出された委託にあたっての個人情報の取り扱いについての懸念や意見を参考に、委託仕様書を作成することとし、次年度においても継続して委託する場合は、再度当審議会へ諮問すること。

・電子計算機を利用した個人情報処理（個人情報保護条例第15条の規定による諮問）

（1）「健康ポイント管理システムづくりの導入業務について」（健康づくり支援課）
会長）それでは諮問案件「健康ポイント管理システムづくりの導入」に関し説明をお願いします。

<説明者>

健康ポイント運営支援委託業務の委託に伴い、健康ポイントの管理システムを業者に依頼し作成するものです。前述の諮問案件（1）から（3）で使用されるポイントを付与するための電算システムを構築するものです。

<質疑応答>

会長）健康ポイントの管理システムの概要について、もう少し具体的に説明してください。

説明者）健康ポイントの管理システムでは、機械的に付与されるポイントを計算します。

つまり、これら自動的にデータ入力されるデータと、市の職員が手入力するデータの二種類があります。その他のボーナスポイントを市が加算し、最終的なポイントの集計並びに商品券配布は別に行います。本年度では、来年3月12日で集計し、取得したポイント数に応じて商品券を市から直接発送します。

委員）志木市個人情報条例とか規則とか、セキュリティポリシーとかは古いものであるのに、「ポイントサーバはクラウドシステムであること。」とされているが、アップ・ツー・デートにしておかなければいけないのではないのでしょうか。志木市情報セキュリティ基本方針を遵守とあるが、古いものでは遵守しても仕方ないと思います。今回規範となって明確なものを作ってもらって、そこにも当てはまるような内容にしてほしいと思います。

委員）根拠法を明文化して出さないと国民健康保険加入者には何のためにやっているのか分からないと思います。また、守秘義務については、業者から誓約書を取ると書いてありますが、機密保持契約という正規の契約を締結した方が良いと思います。

会長) 審議のためには、諮問案件について、業務委託の範囲・内容を正確に説明いただくことが前提です。当審議会では指摘事項が、契約並びに契約書にきちんと反映され紛争の予防のため有効に機能することが望ましいと考えます。

本日審議した4件について紛争防止のためにも、契約書とか仕様書について契約の相手方に十分説明してください。

<結論>

システムの構築自体には問題はないと考えるが、適正な健康ポイント管理の運用をお願いしたい。なお、「健康ポイント運営支援業務の外部委託」に含めたシステムの構築ということで、当審議会に出された委託にあたっての個人情報の取り扱いや意見を踏まえてのシステムをお願いしたい。

【報告事項】

(1) 「地域消費推進プレミアム付商品券発行事業委託」(産業観光課)

会長) 以上で諮問案件4件の審議は終了いたしました。

本日は、報告案件が一件ございますので当審議会では「地域消費推進プレミアム付商品券発行事業委託」についての報告を受けたいと思います。それでは、説明をお願いします。

<説明者>

委託の内容については、プレミアム付商品券の作成・印刷に関する事務、販売に関する事務、取扱店取りまとめに関する事務、換金に関する事務、アンケート調査に関する事務を委託するものです。その中で個人情報を取り扱うものが、事前販売するための往復はがき郵便番号、氏名、勤務先(在勤者のみ)、購入希望冊数になります。

当初の想定では、10,000件の個人情報の記録としています。実際に事業がスタートしており、現在のところ6,670件の応募がありました。委託先としては、志木市商工会とし、委託期間は5月1日から2月29日までです。なお、受付期間は6月1日から26日までで、すでに受付は終了しています。処理の区分としては、エクセルによるデータを使用するため電算処理となります。委託料は1,163万円です。

プレミアム付商品券とは、地域住民生活等緊急支援のための国の交付金を活用して、地域喚起策を目的に、生活支援策であるプレミアム付商品券を発行するもので、志木市では10,000円の購入で13,000円分の買い物ができる30%のプレミアムが付いた券を発行して、地域商店で使っていただき、消費者の購買意欲を高め、消費の拡大による市内経済の活性化のために発行したものです。発行総額は3億9,000万円で、このう

ち9,000万円がプレミアム分です。発行冊数は30,000冊で利用期間は8月1日から12月31日までです。

個人情報の保護として、個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守することとし、個人情報の取扱いに関する特記仕様書を添付しています。

<質疑応答>

委員) 扱っている個人情報は郵便番号、住所、氏名、勤務先ですか。それ以外は取っていないのですか。

説明者) 購入希望冊数も金額が絡んでくるので、個人情報と捉えて漏れないようにしています。

委員) 集計しているエクセル台帳は役所へ来ていますか。

説明者) まだ集計中で、来ていません。

委員) 市が受け取った後のエクセル台帳管理の仕方については、十分気を付けるようにしてください。

委員) パソコンはインターネットとつながっていないのですか。

説明者) 商工会内に専用パソコンを配置してもらって集計しています。

委員) USB等でデータを取り込む可能性があると思いますが。

説明者) パソコン使用者の氏名とその人が専属で行うこととする誓約書を取っていて、その人以外が使わないようにすることとして、パスワードを設定してもらっています。

会長) 特記仕様書の中で、契約の解除と損害賠償について触れていますが、契約を解除することとなったらどのように対処するのですか。

説明者) 契約解除となったら、情報を持っていることが不適切となります。

会長) 契約解除後のデータの取り扱いとか、パソコンはどうするか明記されていませんが、今後のためにその辺のことを盛り込んだ方が良いと思います。販売した商品券については、「発行ナンバー」や「氏名」を記録・管理するのですか。

説明者) どの商品券を誰が使ったかという管理はしていません。

委員) 残った商品券の販売で、個人情報は出てこないのでしょうか。

説明者) 8月10日から先着順に販売する形なので、個人情報のやり取りはありません。

その他は特になし

5 閉 会